



暮らし

税 5月の納期

固定資産税・都市計画税 第1期
軽自動車税 全期
国民健康保険税 第2期
納期限／5月31日(木)

ご利用ください安心・便利な口座振替
問い合わせ／税務課（☎581・2121内線152）へ。



地区	巡回日
市街地・西部	5日、19日(火)
男 裔	12日、26日(火)
折原・鉢形	7日、21日(木)
桜沢・用土	14日、28日(木)

問い合わせ／かわせみ荘（☎581・3861）へ。

1 4月1日から 児童手当制度が拡充しました！

町では、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を第1子及び第2子について倍増し、一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

現在、児童手当受給中の方については、今回の制度改正に対する申請手続きを行う必要はありません。平成19年4月から3歳未満の児童手当の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

(現行) (改正後)

第1子、第2子 月額5千円→月額1万円(倍増)

第3子以降 月額1万円→月額1万円(現行どおり)

3歳以上(現行どおり)

第1子、第2子 月額5千円

第3子以降 月額1万円

施行日／平成19年4月1日(拡充後の最初の支給月 平成19年6月)

現在児童手当を受給していない方で新規に請求する方は認定請求書を提出してください。

支給対象に該当すれば、申請された翌月分からの支給となりますので、お子さんが生まれた時や、町外から転入された時は早めに申請してください(自己申告制です)。また、所得制限限度額超過のために昨年度は手当を受けられなかった方で、所得額、扶養親族数の変動等で今年度は

該当となる場合がありますので、5月中に認定請求を行ってください。
問い合わせ／子育て支援課（☎581・2121内線251）へ。

2 開設しました！ 寄居町障害者生活支援センター「とも」

町では、今年度から寄居町障害者生活支援センター「とも」を開設しました。

障害福祉サービスの利用についての相談や情報の提供等を行っていますので、お気軽にご利用ください。ご希望があれば家庭訪問も行います。

場所／埼玉療育園内相談室(寄居町大字藤田179-1)

利用時間／[平日] 午前8時30分～午後5時15分 [土・日曜日] 事前予約の場合は対応します。

費用／相談は無料です。

問い合わせ／寄居町障害者生活支援

センター「とも」（☎580・0215）へ。

3 ご協力ください！ 全血献血(400ml・200ml)

日時／5月23日(水)午後1時～4時

場所／役場1階ロビー

その他／すでに献血にご協力いただいている方は、前回献血との期間等を確認のうえ、ご来場ください。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線222）へ。

4 戦没者等のご遺族の皆様へ 特別弔慰金の請求はお済みですか？

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金が支給されます。

対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
4. 上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

5. 上記1から4以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

すでに請求している場合、再度請求する必要はありません。

支給内容／額面40万円、10年償還の記名国債

請求期間／平成20年3月31日(月)まで

請求窓口／健康福祉課

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2121内線122）または埼玉県社会福祉課（☎048・830・3290）へ。

5 実施します！ 計量器(はかり)定期検査

検査日／6月13日(木)、14日(金)

受付時間／午前10時～正午、午後1時～3時(正午から午後1時までは、休憩時間のため受検できません)

場所／役場駐車場内西側

対象／検査は取り引きや証明に使用する計量器(はかり)のすべて持参するもの／「はかり」、郵送さ

れた定期検査申請書、手数料(種類、能力等により手数料が異なりますのでご注意ください)

※前回(2年前)受検された方には、事前に計量検定所から定期検査実施通知が郵送されます。

その他／電気式計



量器(はかり)は埼玉県計量協会から通知され、後日検査員が訪問し、検査を行います。

問い合わせ／埼玉県計量検定所（☎048・652・2171）または産業振興課（☎581・2121内線405）へ。

6 ご利用ください！ 寄居町修学資金制度

町では、平成19年度から高等学校に入学される方を対象とした新たな制度、「寄居町修学資金制度」を創設しました。

この制度は、町にお住まいで進学の意思と能力を有しながら、経済的な理由のため修学が困難な方を対象に、修学資金を援助し有用な人材を育成することを目的として創設したものです。

対象／次のすべてに該当する方

ア. 生年月日が平成3年4月2日以降の方

イ. 平成19年4月1日以降新たに高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部に入学し、在学中であり、休学していない方

修学生の条件／次のすべてに該当す

る方

ア. 寄居町に本年6月25日までに引き続き6ヶ月以上住んでいる方

イ. 性行が善良であって、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯のお子さん

※対象となる経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の例として

- ①生活保護受給世帯
- ②生活保護法による保護が停止または廃止となった世帯
- ③町民税が非課税の世帯
- ④児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している世帯

このほかにも援助を受けられる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

修学金の額／月額5,000円

修学資金の申請／次の書類を町教育委員会へ提出してください。

1. 修学資金給与申請書
2. 在学等証明書(町で定めた様式のものとなります)
3. 経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し(詳細はお問い合わせください)、または平成18年度市町村民税課税証明書(世帯員で申告する義務のあるかた全員のもの)

提出期限／6月25日(月)

修学生認定後の履行事項／修学生に認定された方は、毎年7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書(町で定めた様式のもの)を町教育委員会に提出していただくことになります。

問い合わせ／教育総務課（☎581・2121内線511・512）へ。